

写

宮労基発 1222 第 2 号  
令和 7 年 12 月 22 日

関係団体の長 各位

宮城労働局労働基準部長

### 「化学物質管理セミナー」の開催について

日頃より、労働行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、厚生労働省では、2月1日から2月28日までを「化学物質管理強調月間」として、事業場における化学物質対策の取組促進を図っているところですが、今般、当局と公益社団法人宮城労働基準協会との共催により、化学物質対策に関する「化学物質管理セミナー」を下記により開催することいたしました。

当セミナーに関しましては、第三次産業を主な対象として開催を予定しておりますが、別添リーフレットのとおり、化学物質による災害、疾病等の予防や管理に精通した外部講師による講演を予定しており、化学物質関連災害の事例紹介や管理手法等につきましては、どの業種であっても参考になるものです。

当セミナーの趣旨、重要性を御理解いただき、別添リーフレット等と併せ貴会員事業場に対する参加勧奨等について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本件に関しましては、当局ホームページにおいて関係資料等を掲載しておりますので、必要に応じご参照いただきますよう併せてお願いします。

#### 記

開催日時 令和8年2月13日（金） 14時～16時

会 場 公益社団法人宮城労働基準協会 4階会議室  
仙台市青葉区一番町二丁目5-22 GC青葉通りプラザ4階

開催方式 会場及びWEB開催（参加費 無料）

主な講師 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター長 城内 博 氏

申込方法 別添のリーフレットをご参照ください。

そ の 他 主に第三次産業を対象とした内容を予定していますが、その他の業種においても参考になる内容を予定しています。

受取

25.12.24

宮建産連

2月は化学物質管理強調月間です。

宮城労働局・(公社)宮城労働基準協会共催

# 化学物質管理セミナー

“目に見えない危険”  
に気付くには

令和8年

2月13日

金

14:00~16:00

(会場受付開始 13:30)

参加費無料

(定員 会場80名 Web参加200名)

会場：公益社団法人 宮城労働基準協会 4階会議室  
：仙台市青葉区一番町二丁目5-22 GC青葉通りプラザ)

~~Profile~~

講師 城内 博 氏

- 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター長
- 国際連合GHS 専門家委員会 日本代表(団長)(2000年~2023年)
- 厚生労働省「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」  
座長(2019年~2021年)
- 厚生労働省 労働政策審議会 安全衛生分科会 分科会長(2019年~2025年)  
などを歴任、「こう変わる！化学物質管理 法令順守型から自律的な管理へ」(2022年)など著書多数



<その他内容> ○関係法令説明 宮城労働局健康安全課  
○化学物質関係講習について 宮城労働基準協会

申込方法は  
裏面をご覧  
ください

お問い合わせ先

宮城労働局 健康安全課

TEL 022-299-8839

労働基準局広報キャラクター「たしかめん」



## 申込方法

下のURL又は二次元コードからお申し込みください。

※参加種別により申込サイトが異なりますのでご注意ください。

【会場参加の方】定員80名

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

(労働基準監督署説明会等受付サイトから「宮城県」を選択)



(会場参加用)

<会場参加、申込に関する問い合わせ>

宮城労働局健康安全課

TEL022-299-8839

【WEB参加の方】定員200名

<https://www.rouki.or.jp/pages/209/>

(公社)宮城労働基準協会の講習会ページ



(WEB参加用)

<WEB参加、申込に関する問い合わせ>

公益社団法人 宮城労働基準協会本部事務局

TEL022-265-4091

## 2月は化学物質管理強調月間です。

厚生労働省は、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、2月を「化学物質管理強調月間」として化学物質対策の取組促進を図っています。

化学物質は広く多くの製品に使用されており、有害性に関する情報を的確に把握し、適切に使用することが重要なことから、各事業者においては「第2回化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき化学物質の自律的管理に努められますようお願いします。

GHSナビゲーションキャラクター「Chemi（ケミ）」



化学物質管理強調月間スローガン

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方



【事業者が実施すべき事項】 ※第2回化学物質管理強調月間実施要綱抜粋

◎危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識高揚を図る。

◎化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力し、次の事項を実施する。

- ① 日常の化学物質管理の総点検の実施
  - ・化学物質管理者の選任状況(権限付与、氏名掲示等含む)の確認
  - ・製造又は取扱い化学物質の把握及び、安全データシート(SDS)等による危険有害性等の確認
  - ・ラベル表示、SDS交付・確認状況の点検
  - ・SDS等で把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施
  - ・リスクアセスメント結果に基づくリスク低減対策の実施(ばく露濃度低減、適切な保護具の使用等)
  - ・労働者に対する化学物質に関する教育の実施
  - ・保護具着用管理責任者の選任状況(権限付与、氏名掲示等含む)の確認
  - ・化学物質管理状況等について衛生委員会での調査審議
- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ③ 事故等緊急時の災害(有害物の漏えい、酸素欠乏等)を想定した実地訓練等の実施
- ④ スローガン等の掲示
- ⑤ 化学物質管理への意識高揚のための行事の実施  
(化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示等)



あなたの職場にいますか？

## 化学物質管理者 保護具着用管理責任者



慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2

月は化学物質管理強調月間

関連情報は  
特設サイトへ



労働安全衛生関係法令の改正により、  
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、  
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に  
基づく適切な管理等が義務づけられています。

厚生労働省  
宮城労働局  
労働基準部 健康安全課  
(R7.12)

# 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ がつかない場合は、解説 やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。

## 解説

- 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。
- 令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物は[こちら](#)のリストをご覧ください。
- 令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、[こちら](#)のリストをご確認ください。

R7,R8追加分



R9追加分



②化学物質管理者を選任していますか。

## 解説

- RA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。
- 化学物質管理者の選任については、以下のQ&AのNo.2-1-1,2-2-2をご確認ください。[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A](#)



③RAを実施していますか。

## 解説

- リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。
- 厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。
  - [・業種・作業別マニュアル](#)
  - [・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル](#)
- (参考) Q1-1 [なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。](#)
- (参考) Q1-2 [リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。](#)

業種・作業別マニュアル

(業種・作業別) (建設業)

参考



④RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

## 解説

- 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。
- ③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。
  - (参考) Q12-1 [リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。](#)
  - (参考) Q12-2 [リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。](#)



⑤安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

## 解説

- 化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。
- (参考) Q15-1 [入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。](#)
- (参考) Q15-2 [ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。](#)



⑥（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。

## 解説

- 保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&AのNo.2-2-1,2-2-2をご確認ください。[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A](#)



⑦（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）

ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。

## 解説

- 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。
- (参考) Q13-1 [SDSはいつ交付しなければならないのか。](#)
- (参考) Q13-2 [ホームページでSDSを提供しても良いか。](#)



まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

\*記載の製品において、複数対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



ひとくらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare